

第8日目（3月5日）

○議 長（小澤 実君） それぞれ卒業式等々ご苦労さまでした。着席願います。

散会前に引き続き、本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は22名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、病院事業管理者から公務のため欠席の届けが出ておりますので報告いたします。

〔午後1時30分〕

○議 長 市長より発言を求められておりますので、これを認めます。

市長。

○市 長 開会直後の貴重なお時間をお借りしまして、大変申しわけなく思いますが、私から皆様に報告をちょっと申し上げたいと思います。お手元に配付をお願いいたしましたご当地ナンバーに関するアンケート集計結果をごらんいただきながらお願いしたいと思います。去る2日、非常に夜の時間でありましたが、魚沼圏域版ナンバープレート導入実行委員会を開催させていただきました。最終の開催となるものでございました。結果から申し上げます。

昨年来取り組ませていただきました。特に私が発案者といえますかということでありまして、十日町、津南町、魚沼市、湯沢町を含んだ5市町でこれに取り組もうというふうに決めさせていただいて、ご当地ナンバーの第三弾の国土交通省の募集にぜひとも応募をして、この地域の新しいブランド化等々、さまざまな思いを込めてこれを推進したいということで立ち上げたところでありましたが、結果はこの数字に示されているとおおり。南魚沼市だけの結果を今、皆さんにお示ししておりますが、どちらでもよいというものまで含めると、4人に3人の方が長岡、またはどちらかといえば長岡ナンバーのままというような結果が出ました。

ほかの市、町でもほぼ同様の数字というふうになりまして、経過は皆さんもうご存じのとおりでありますけれども、当初、推進協議会等を立ち上げさせていただき、その皆さんに申請する名前の決定をお願いしたところでありましたが、「雪国魚沼」ということで、大変皆さんにご協議いただいて、お難儀をかけてこの名前が決まりました。

これを受け湯沢は最初にアンケート調査を行い、この実行委員会からの離脱を決められ、その後、反対署名等もある中で、もう一度市民、または町民の方もいらっしゃるわけですが、それぞれの市、町で確認をしようということで、実行委員会名として最終的にアンケート調査を行いました。今回の数字等を踏まえ、大変私としても、またほかの首長さん方も大変残念であるがということでありましたが、今回この導入、手挙げを断念するということに至りましたので、皆さんに報告を申し上げたいと思います。

いろいろな意味を持っていることではありますが、なかなか周知の期間、またはそれぞれ立ち向かうという、どういう意義があるのだということなかなか醸成することが難しかった。言いわけがましくなりますが、大変期間が短いということもありました。ありましたが、民

意をやはり一番最重要視させていただいて、時期尚早であったということも、また私の実行委員長としての采配にも手落ちがあった部分も否めないところだと思っておりますが、今回そういう結果になりました。

議会の皆さんにも大変ご理解をいただいたり、また、いろいろなご心配をおかけしましたが、このような結果になってしまいましたけれども、最終的に実行委員会で総括を私からもさせていただきます。新聞等でも取り上げられております。ほかの首長さん方も、私も含めて、今回の取り組みはこういう結果になりましたが、初めてこの魚沼圏域のそれぞれの市、町が同じテーマで、そしてこれからの将来を思って結束をしたということは紛れもない事実であります。このことが将来にわたる何事かの1つの大きな契機につながるよう、これからも広域的に物を考える、または協力、協調してやっていこうということのはずみになったものというふうにも捉えております。

いいこと、悪いことが両方ありましたが、このような結果でありましたので報告を申し上げたいと思います。大変皆さんにはご心配等をおかけしました。大変申しわけなく思っております。ご報告にかえたいと思います。ありがとうございます。

○議長　　続きまして、総務部長からも発言を求められておりますので、これを許します。

総務部長。

○総務部長　　引き続き時間をお借りして大変申しわけありません。議案差しかえのお願いでございます。本日、議席のほうに丸正を配付させていただきました。第19号議案 南魚沼市行政財産の目的外使用条例及び南魚沼市公有林野等に関する条例の一部改正についてでございます。第1条別表2のグラウンドの表において、中学校の統合により五十沢中学校グラウンドについては、「旧五十沢中」に変更しようとするものでありましたが、グラウンドについては五十沢小学校と供用していたもので、旧五十沢中ではなく、「五十沢小」に改めたいものであります。大変申しわけありませんでした。よろしく願いいたします。

○議長　　長　　日程第1、第15号議案 南魚沼市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

福祉保健部長。

○福祉保健部長　　それでは、第15号議案 南魚沼市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。今回の制定は、介護保険法の改正に伴う指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正に基づき、県から市に居宅介護支援事業者の指定等に係る権限が移譲されることが定められました。これによりまして、新たに南魚沼市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例を制定するものでございます。

介護保険を利用するためにケアマネジャーを決める必要がありますが、そのために居宅介護支援事業所と契約することになります。介護サービス事業者との連絡、調整などサービス

を受けるための拠点となる重要な位置づけの事業所となります。

議案の1ページをごらんください。30条を超える条例になっており、ページ中ほどに目次を定めております。第1章で総則を、第2章で人員に関する基準を、第3章で運営に関する基準を、第4章で基準該当居宅介護支援に関する基準を規定しております。

第1章では、趣旨、基本方針を示し、2ページ目にお移りください。第3条で申請者の要件として法人であることを規定しております。

2ページ下のほう、第2章の人員に関する基準では、従業員の員数や管理者について規定をしております。第5条では管理者は主任介護支援専門員でなければならない等の要件を定めております。

3ページ上のほう、第3章運営に関する基準では、第6条でサービスの内容等の説明と、それに対する同意に関する規定を、ページを飛んでいただきまして、6ページをお願いいたします。6ページの第15条では、居宅介護支援の具体的な取り扱いを1号から30号までを10ページにかけて規定しております。また、ページを飛ばさせていただきますと、11ページからは第19条で管理者の責務を、第20条で事業所の運営規程を、12ページの第25条では秘密保持についてを、13ページ第29条では事故発生時の対応についてを規定しております。また、14ページ第30条では会計の区分、第31条では記録の整備を規定しております。

14ページ下のほう、第4章では、第2条、第2章及び第3章の規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用するとしており、人員、運営基準等を満たせば、法人格を必要としないことを定めております。

15ページ附則の施行期日において、平成30年4月1日から施行したいものでございます。ただし書きとしまして、第15条20号の規定は、平成30年10月1日から施行したいものでございます。経過措置として、第5条第2項の管理者の規定については、平成33年3月31日までの間の居宅介護支援事業所の管理者を介護支援専門員とすることができることを定めたものでございます。以上になります。よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 最後の附則の部分で、第15条の第20号の規定を今年30年10月1日から施行と。そしてその2のほうで、第5条の第2の規定については平成33年3月31日までの間ということではずれがあるわけですがけれども、市内にこれに該当するのは多分20か所ぐらいあるかと思えます。要はそのケアプランナー。ケアプランナーの数が非常に足りないという現場の状況を見た中で、こういう施行をずらしてくるというふうにしてずらしたのか、あるいは国のほうの指定でそういうふうにはずらせということだったのか。この部分についてを説明願いたい。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 第15条第20号の施行期日を10月1日からとしたい部分につきましては、

この8ページのところを見ていただきますと、下から4行目になりますが、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護とございます。この厚生労働大臣が定める回数がまだ定まっておられません。これが国のほうでは10月1日までに定めるということになっておまして、そのために10月1日からこの部分を施行するということになります。

それから、附則の第2の部分の介護支援専門員を管理者とすることができるという部分でございますが、この部分は今回の条例の中では、主任介護支援専門員となっております。これが新たに加わったものです。これは国のほうの基準で、新たに主任ケアマネが管理者としてつくことになります。そうなりますと、今認定を受けているところが、主任ケアマネではなく、ケアマネでも管理者になっておりますので、この基準は平成30年4月1日からでは事業所として体制整備できないということがありまして、国のほうから3年間の猶予をとって、平成33年3月31日まではケアマネジャーが管理者になることを認めるというふうに定めたものでございます。以上です。

○議 長 13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 わからないのがわからないことを聞くような話ですが、こういった条例を制定することによって、現場では今までの体制をちょっと変える程度で継続して、その希望者というかをカバーできるというような感じで受け取っていいのかどうか。まずそこをお聞きします。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 こちらの事業所の指定というものは、今現在県が行っております。この部分を市のほうに権限移譲で移るということになりますので、事業所としましては今の体制をそのまました中で、ただ指定するのが県から市に移行したという内容です。サービスを行う上での体制ですとか、そういったものは今と同じ内容で、同じサービスの提供ができるということになります。以上です。

○議 長 13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 今現在でもかなり人材不足といわれている中で、すんなりと対応できるのか。それが猶予期間といわれればそれまでですけれども、1つの考え方としては多分、施設から居宅、要するに在宅介護への道づくりかなというふうに感じているのです。そういう点は現場でというか、利用者は戸惑うようなことはなく済むのかどうか、もう一度お聞きします。

それから県から移管ということになりますと、財源的な問題は介護保険の財源なのか、あるいは今言われている包括支援的な、ああいう市の財源になるのか。その辺をひとつお聞きしたいと思います。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 前段の部分でございますが、人材不足等につきましては、プランづくりの分野におきましても、介護職員の人材不足等は発生しております。県から市のほうに移譲して、そういったものの対応等ができるかというところになると、全く今までの指定という

部分の権限が市に移っただけですので、それがすぐ効果があるというふうには考えられませんが、ただ指定する段階から市が直接関与できるという部分で、指導等も直接できる部分は強いかと思います。

現在、この事業所は市内に 20 か所ありまして、そのところで今後また。直接今の段階で増える、増えないというような情報はありませんけれども、今後もこの 20 か所程度の事業所は維持されていくものと思っております。

あと、権限移譲を行った場合の財源というところですが、更新の手続ですとか、設置の手続のための申請手数料は、この後の条例改正の中でも上程しておりますが、こういった事業所を指定するための部分を手数料としていただくような内容にはなっております。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 15 号議案 南魚沼市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 15 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 2、第 16 号議案 南魚沼市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

福祉保健部長。

○福祉保健部長 それでは、第 16 号議案 南魚沼市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」に伴いまして、指定介護予防支援等の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の、こちらの一部改正が行われたことにより、引用している条例の改正を行うものでございます。

5 ページをお願いいたします。新旧対照表によりご説明させていただきます。第 2 条第 4

項では、指定介護予防支援事業者の連携先に障がい者の特定相談支援事業所——まきはたの里、マイトーラが該当しますが、こちらを加えることを規定し、第6条第2項では、介護予防サービス計画の作成に際し、利用者は複数のサービス事業者の紹介を求めることができることを加えております。

また、ちょっと戻っていただきますが、指定介護予防支援等、こちらにつきましては、介護予防支援事業者、こちらのことは各庁舎にあります地域包括支援センターが該当しますので、そこが行う介護予防支援等の事業というふうに考えていただければと思います。

また戻っていただきまして、6ページをお願いいたします。同条、第6条第3項を新たに定めまして、介護予防支援サービスの開始に当たり、利用者が病院等に入院した場合は、事業者の担当職員の氏名等について病院等に連絡することを、利用者またはその家族に求めるとしております。同条第3項から8ページの31条までは、条ずれ等を改めるものです。

8ページにいていただきまして、第32条第1項第9号は、サービス担当者会議に利用者及び家族の参加を基本とすることを加えるものであります。同項第12号は、担当職員は介護予防サービス事業者に対して、介護予防訪問介護計画書の基準に位置づけられた計画書の提出を求めることを新たに定めております。同項第13号では、担当職員は介護予防サービス事業者に対して、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準で位置づけられた計画を、介護予防訪問介護計画から介護予防訪問看護計画書に改めたものです。同項第14号の2は、担当職員は介護予防サービス事業者から利用者に係る情報の提供を受けたとき、利用者の同意を得て、主治医等に提供することを新たに加えたものです。

同項第16号のイでは、現行にある、介護予防通所介護事業所の部分を削除し、同項第21号まで改正による号ずれを改め、同項21号の2は利用者の同意を得て、主治の医師等の意見を求め、介護予防サービス計画を策定した際には、サービス計画を主治の医師等に交付しなければならないことを新たに加えたものでございます。

同項第22号から27号までは改正による号ずれを改め、同項第28号は、介護予防支援事業者は、地域支援事業でのケアマネジャー、民生委員、保健師などによる関係者の会議において、適切な支援を受けるための資料等の求めがあったときは、協力するよう務めなければならないということを定めて加えたものでございます。

3ページに戻っていただきます。3ページに戻っていただき、附則にあるように平成30年4月1日から施行したいものでございます。説明は以上になります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 16 号議案 南魚沼市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 16 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 3、第 17 号議案 南魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 17 号議案 南魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。本案は「一般職の職員の給与に関する法律」の改正及び平成 26 年人事院勧告での「給与制度の総合的見直し」による給与の減額に関する特例措置が、平成 30 年 3 月 31 日までとなっていることに伴い、所要の改定を行いたいものであります。

改定の主な内容としましては、給与制度の総合的見直しにより、俸給表の水準を平均 2% 引き下げの中で、50 歳代後半層の職員が多く在職する号俸を最大 4% 引き下げたことによる 3 年間の現給補償と、これまで 55 歳を超え、職務の級が 6 級の職員に対する俸給等を 1.5% 減額支給していた措置について、平成 30 年 3 月 31 日をもって廃止となることから、期末手当、勤勉手当の基準日、及び基礎額を定めた条文の記述について、関連する部分があるため、該当箇所の削除と法改正に伴う文言の修正を行うものであります。

新旧対照表 3 ページをごらんください。第 16 条の 5、第 1 項前段では、平成 30 年 3 月末で終了する、附則第 29 項第 3 号の記述を削除し、また後段では法改正に対応して、第 16 条の 7 において「支給日」の文言があるのは第 1 項のみであるため、「第 16 条の 7 第 1 項」に表記を改めるものであります。第 2 項は法改正に伴う文言の修正であります。第 4 項は第 1 項の内容と同様に、3 月末で終了する附則の記述を削除するものであります。

次に 4 ページをお願いいたします。第 16 条の 8、第 1 項でも、第 16 条の 5、第 1 項と同様に附則第 29 項第 4 号の記述を削除するもので、第 2 項第 1 号も同様であります。1 ページに戻っていただき、附則としまして、この条例の施行を平成 30 年 4 月 1 日からとしたいものであります。

説明は以上であります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 17 号議案 南魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 17 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 4、第 18 号議案 南魚沼市税条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長 では、第 18 号議案 南魚沼市税条例の一部改正についてご説明申し上げます。今回の改正は、個人住民税の寄附金税額控除に関する改正であります。新旧対照表でご説明申し上げます。議案書の 3 ページをごらんください。条例第 22 条の 7 第 1 項の改正であります。この条項に定める基準に適合した寄附金である場合は、個人住民税の税額控除の対象となることを規定するものであります。新旧対照表では省略をされておりますけれども、第 1 項中には第 1 号から第 10 号まで、寄附金の税額控除の対象となります場合が規定されておりまして、独立行政法人、公益社団法人、公益財団法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人、特定非営利活動などに関する寄附などについて、その要件が規定をされております。

その第 10 号について、第 1 項本文にあります括弧書き、(新潟県内に事務所もしくは事業所を有する法人または団体に対するものに限る) という、この要件を外すという趣旨であります。括弧書きの中に「第 1 号から第 9 号までに掲げるものに関しては」という限定句を加えるという改正であります。

その第 10 号といたしますのは、条文を読み上げますと、「第 1 号から前号までに掲げる寄附金のほか、所得税法第 78 条第 2 項第 2 号及び第 3 号に掲げる寄附金のうち、市における教育、または科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして別に定めるところにより市長が指定したもの」となっております。

第 1 号から第 9 号は、法律、政令等でその要件がかなり厳しく規定されているのですけれども、それ以外の場合であって、自治体における教育・科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献などに寄与するものとして、特に認めた場合にも寄附金の税額控除の対象とするという、そういうものであります。

これは対象となります法人が広範囲、多岐にわたるため、個別に申請に基づいて市長が審査をし、指定をするということになっております。現在ではインターネット等を通じて広範囲の法人、団体への寄付が可能となっております、一例を挙げますと、平成 28 年 9 月に塩沢信用組合さんが創設をしました「魚沼の未来基金」。この基金は公益財団法人パブリックリソース財団との共同により設立をされたわけですがけれども、この財団に指定寄付をしていただいたものを財源としまして、ひとり親家庭の高校生に返済不要の奨学金を支給しようというものであります。

今回の改正によりまして、このような県外の財団等に寄付を行った場合でも、個人住民税の控除が受けられるようにするものであります。ただし、当該財団等からの申請があって、申請を受けて、審査を行ったのち、この条例の適用を認めるという指定を行うという手続になります。

議案書の 1 ページに戻ってください。一番下、附則であります。改正条例の施行期日につきましては、平成 30 年 4 月 1 日から施行したいものであります。以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。15 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 今の部長の説明で、この第 10 号で、教育、科学、文化向上、社会福祉に貢献する等々、法人が非常に多いという中で、市長が個々に判断をするというような説明があったわけです。この信組さんについては去年の 9 月から始めていらっしゃるけれども、今のところこういうような申請を上げてきたというのは、この信組さんだけだったということで、そういうふうに理解していいですか。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 条例を改正しないと申請そのものは受け付けられないわけですがけれども、問い合わせがあったのはその 1 件だけであったと、こういうふうに思っております。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 18 号議案 南魚沼市税条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 18 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 5、第 19 号議案 南魚沼市行政財産の目的外使用条例及び南魚沼市

公有林野等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長 第 19 号議案につきましてご説明申し上げます。平成 30 年 4 月 1 日の八海中学校の設置に伴いまして、南魚沼市行政財産の目的外使用条例及び南魚沼市公有林野等に関する条例の一部を改正したいものでございます。それでは、内容についてご説明申し上げます。3 ページの新旧対照表をごらんください。第 1 条関係、南魚沼市行政財産の目的外使用条例の、現行、別表 2 表の屋内体育館の「城内中学校」を「八海中学校の第 1 体育館と第 2 体育館」に、「大巻、五十沢中学校」を「旧大巻、旧五十沢中学校」に改正し、3 から 4 ページになりますグラウンドの現行「大巻、城内中学校」を、「旧大巻、八海中学校」に、「五十沢中学校」を「五十沢小学校」に改正したいものでございます。

4 ページの第 2 条関係、南魚沼市公有林野等に関する条例の別表第 3 の表中、現行「城内中学校」を「八海中学校」に改正したいものでございます。

2 ページにお戻りください。附則といたしまして、平成 30 年 4 月 1 日から施行したいものでございます。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 19 号議案 南魚沼市行政財産の目的外使用条例及び南魚沼市公有林野等に関する条例の一部改正については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 19 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 6、第 20 号議案 南魚沼市手数料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 20 号議案 南魚沼市手数料徴収条例の一部改正についてご説明申し上げます。本案は、手数料徴収条例において、2 件の改正と 1 件の追加を行いたいものであります。1 件目の改正は、国土調査の成果の写しの交付について、地籍集成図等の交付申請の増

加に対応し、また事務の合理化を図るために改正するものであります。

2 件目の改正は「消防関係」で、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」に定める手数料の標準額の3年ごとの見直しに当たり、所要の改定を行うものであります。

1 件の追加につきましては、「介護保険関係」で、これまで市が行っておりました、「地域密着型サービス事業所及び介護予防・日常生活支援総合事業」の指定事務については、手数料を徴収しておりませんでした。県で指定に係る手数料を徴収しておりました、「居宅介護支援事業者の指定事務」が平成30年度より県から移譲されることに伴い、今まで市が行っていた指定事務を含め、「介護保険関係」として新たに手数料を定め、追加するものであります。

改正内容につきましては、21 ページ新旧対照表でご説明申し上げます。最初に第2条は表の追加により、「別表第4」までに改めるものであります。別表第1の「全般」では、項42の、地籍調査成果の写しの部中、(5)を地籍修正図等に改め、図面の大きさ別に手数料を定めるものであります。22 ページ、別表第3の「消防関係」では、39 ページまでにわたりますが、3年ごとの見直しとなっております標準額に準拠し、許可及び検査等の手数をそれぞれ改訂するものであります。39 ページ下段、別表第4は「介護関係」として追加をするものであります。指定地域密着型サービス事業者等の指定、更新について、それぞれ手数料を定めるものであります。

20 ページに戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例の施行を平成30年4月1日からとしたいものであります。なお、第2項ではこの改正条例の施行日前に申請された事務にかかる手数料について、経過措置を定めるものであります。説明は以上であります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第20号議案 南魚沼市手数料徴収条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第20号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第7、第21号議案 南魚沼市督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長 では、第21号議案 南魚沼市督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正

についてご説明申し上げます。今回の改正は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 第7次一括法というのですが、この制定に伴います地方自治法の一部改正により、同法の条項を引用している箇所について、地方自治法の文言修正に合わせて、条例の文言も修正するものであります。

新旧対照表3ページをごらんください。第2条第1項中、「手数料及び過料その他」という部分を、「手数料、過料その他」に改めるものであります。文言修正によります表記・表現の整理・統一化でありまして、実態的な規定効力等には変化はございません。

議案書の1ページであります。附則の施行期日であります。改正条例は、平成30年4月1日から施行したいものであります。以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第21号議案 南魚沼市督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第21号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第8、第22号議案 南魚沼市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長 では、第22号議案 南魚沼市国民健康保険条例の一部改正についてご説明申し上げます。今回の改正は、平成30年4月1日から、いわゆる国民健康保険の制度改革が行われることに伴いまして、都道府県と市町村がともに国民健康保険の運営主体となることに合わせ、所要の文言整理を行うものであります。

新旧対照表でご説明申し上げます。議案書の3ページをごらんください。表の改正案の中ほど、第1章の章名、それから目次の章名もあわせてでありますけれども、第1条の見出し、あるいは第1条の条文中にも同じ文言がありますが、「市が行う国民健康保険」、この文言の次に「の事務」を加えます。共同運営主体として市と県が事務を分け持つという意味で、文言を加えるものであります。

その下、第2章の章名を、目次も合わせてですけれども、「国民健康保険運営協議会」から、「市の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改めます。国民健康保険法の改正に合わせた文言修正でありますけれども、平成30年度以降は、県においても国民健康保険運営協議会が設置をされることから、それとの区別を明確化するものであります。

第2条は、これまで国保の運営協議会の委員の定数を定めておりましたが、法改正に伴い、まず、第2条で協議会の名称を定めるという規定を置きます。その下に第2条の2の規定を加えまして、そこでその定数を定めると、そういう構成に改正をいたします。

4ページであります。第3条は条数が1つ増えたことによりまして、「前条」という文言を「前2条」に改めるもの。第4条は国民健康保険法の名称、法律番号等を第2条において読みかえてありますので、ここでは単に「法」という表記にするもの。以上が改正内容であります。

議案書の2ページにお戻りください。附則の施行期日であります。改正条例は平成30年4月1日から施行したいというものであります。以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第22号議案 南魚沼市国民健康保険条例の一部改正については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第22号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第9、第23号議案 南魚沼市介護保険条例の一部改正を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

福祉保健部長。

○福祉保健部長 それでは、第23号議案 南魚沼市介護保険条例の一部改正についてご説明申し上げます。なお、議会初日に追加でお配りいたしました、右肩に「第23号議案関連資料」とありますA4の横版のものがありますので、そちらも合わせてごらんいただきたいと思います。

本条例改正は、平成30年度から平成32年度における「第7期介護保険事業計画」に基づ

き事業を実施するに当たり、国の制度改正及び介護報酬の改定による影響額を考慮し、実施する事業量から介護給付に必要な財源の一部である保険料、第1号被保険者の3か年にわたる保険料について、これを改正するものでございます。基準となる第5段階の保険料を、第6期計画に比べ、年額で6,500円増の7万6,200円に、月額では538円増の6,351円としたものです。

介護保険の財源は、その50%を国、県、市町村の負担する公費で、残りの50%が保険料となっております。その保険料のうち、27%が40歳から64歳の第2号被保険者の負担で、残りの23%が65歳以上の第1号被保険者の負担となりますが、平成29年度まで22%でありましたけれども、第7期では1%上がり、23%になり、保険給付費の増とともに、保険料の上昇の要因となっております。

それでは、改正の内容につきましてご説明申し上げます。まず、お配りしました資料をごらんいただきたいと思っております。資料のつくりとしましては、左側に南魚沼市の第6期と第7期の保険料が、右側に国の第7期における施行令に定める9段階のそれぞれ所得等の区分ごとの内容を表示してあります。左側、市の表で説明いたしますと、課税状況及び所得金額・課税年金収入の合計額による段階ごとに、「乗率」、「市条例の対応条項」、「保険料」の金額を表示してあります。

中ほどの「乗率」は、市町村の判断で段階ごとに定めることができるもので、基本額に乗ずる割合でございます。南魚沼市では、第1段階の0.5から第11段階の2.0まで設定しております。ただし、第1段階につきましては、平成30年度も第6期計画と同様に、0.45とする軽減乗率を採用しており、この軽減分は公費によりまかなうこととなっております。また、国は、平成31年度以降の消費税増税により、第1段階から第3段階まで、この部分につきましてさらに軽減する方針としておりますが、具体的な数字はまだ示されておらない状況にあります。

第7期の基本額であります、月額6,351円に乗率を掛け、12月分としたものが、一番右側の年額となります。年額は100万円未満を切り捨てております。

それでは、3ページの新旧対照表をお願いいたします。初めに第3条、保険料率の改正であります。第1項に記載のとおり、現行の「平成27年度から平成29年度まで」を、「平成30年度から平成32年度まで」に改めます。下の第1号から4ページにかけての第11号までは、被保険者の所得等により11段階とした各階の保険料の年額を規定しております。

市では介護保険法施行例の第39条第1項に規定された段階に基づき、第6期計画と同様に11段階で保険料を規定しております。第1号では、3万4,800円を3万8,100円に改めておりますが、同様に第11号まで記載のとおり年額について改めております。第6号の所得段階の判定に関する基準について——3ページの中ほどから下の部分でございますが——基準について第7期では平成29年9月介護保険法施行例の一部を改正する政令が公布されたことに伴いまして、現行の合計所得指標である合計所得金額に対して、譲渡所得に係る特別控除額を用いるとされたことにより、判定基準の改正をいたしました。また、第7号から第9

号の合計所得金額について、第7号では「190万円未満」を「200万円未満」に、8号では「190万円以上290万円未満」を「200万円以上300万円未満」に、第9号では「290万円以上」を「300万円以上」にそれぞれ改正するものでございます。

4ページ中ほど、右側第3条第2項につきましては、改正案では各号ごとに合計所得金額を定めていることから、これを全部削除いたしました。同条第3項は、第2項が削除になったことから第2項に繰り上げ、文中の「第1項第1号」を「前項第1号」に改めます。同じく文中「平成27年度から平成29年度までの各年度」を「平成30年度」に改めます。これは先ほども申しましたが、第7期計画では、低所得者の保険料減額について、消費税増税後に減額率を上げるとしており、3か年固定とならないことによるものでございます。

第14条の「第1号被保険者」を「被保険者」とする改正は、平成29年7月の介護保険法の改正に伴い、被保険者に関する調査に従わなかった場合における過料の対象者について、2号被保険者も含めることとしたことによる改正でございます。改正内容は以上になります。

議案の2ページに戻っていただきまして、附則に記載でございますが、本条例の施行期日を平成30年4月1日としたいものでございます。ただし書きにあるように、第14条は交付の日から施行したいものです。経過措置としまして、平成30年度の介護保険料から適用し、平成29年度以前の保険料につきましては、改正前の規定によるものとしたいものでございます。説明は以上になります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長 質疑を行います。

5番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 多分、もらったこの議案の資料の中のどこかに出てくるのかもしれないのですが、今、介護保険の普通徴収で徴収している人——年金から引けない人ですよ。その人が何人いて、滞納者が何人いるかはわかりますか。わかったら教えてもらいたい。

○議長 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 普通徴収の方の人数、滞納者の関係はちょっと今すぐ数字が出てきませんので、後ほどお答えさせていただきたいと思っております。

○議長 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議長 長 討論を行います。まず、反対者の討論の発言を許します。

5番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 第23号議案 南魚沼市介護保険条例の一部改正について反対の立場で討論を行います。安倍政権が発足して以降、社会保障費の自然増を抑えこむ改悪が次々に行われてきました。介護保険でも要支援1、2の訪問通所介護の保険給付外し、さらに特別養護老人ホーム入所を原則要介護3以上に限定したり、高額介護サービス費の負担上限の引き上げなどが行われてきました。

一方、保険料を徴収されている年金は物価、賃金スライドによる引き下げを行わず、マク

ロ経済スライドによって削減が行われ、年金受給者の手取りは減る一方です。こうしたもとで2018年の介護報酬改定では、診療報酬の改定に連動して医療的ケアが必要な要介護者を医療から介護へ、病院施設から在宅への流れを一層強めるものとなっています。

そして、介護保険を利用しない状態をつくる自立支援を重点的に評価して、介護保険からの卒業を迫る内容も盛り込まれています。これでは「保険あって介護なし」の状態がさらに広がりかねません。

したがって、今回の保険料増額を認めるわけにはいきません。国に対して介護保険の国庫負担割合を引き上げ、保険料の増額なしに介護報酬を引き上げ、介護労働者の処遇改善を進めることによって必要な人材を確保し、誰もが安心して介護サービスが受けられるよう制度改革を求めていくことを要望して、南魚沼市介護保険条例の一部改正についての反対討論といたします。

○議 長 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第23号議案 南魚沼市介護保険条例の一部改正について、本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第23号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第10、第24号議案 南魚沼市農業集落排水処理施設条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

企業部長。

○企業部長 それでは、第24号議案 南魚沼市農業集落排水処理施設条例の一部改正についてご説明申し上げます。議案資料3ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。農業集落排水処理施設条例の第2条関係、別表第1でございしますが、農業集落排水処理施設区中、上段から2行目でありましたが、三用南部地区につきましては今年の10月から、また、1行目でありましたが、三用北部地区につきましては3月末をもって大和クリーンセンターに流入し処理をすることとなり、三用地区の2処理場については平成29年度をもって閉鎖となりますので、別表からこの「三用北部」及び「三用南部地区」の2処理施設を削除したいものでございます。

議案の1ページに戻りますが、附則であります。平成30年4月1日より施行したいものでございます。説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 24 号議案 南魚沼市農業集落排水処理施設条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 24 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 11、第 25 号議案 南魚沼市都市公園条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長 それでは、第 25 号議案 南魚沼市都市公園条例の一部改正についてご説明を申し上げます。このたび、「都市公園法施行令」の一部改正により、公園施設に関する制限の追加を行うとともに、「新潟県都市公園条例」が一部改正されましたので、これに倣い、公園の占用使用料を改定し、「南魚沼市都市公園条例」の一部改正をするものでございます。

それでは、3 ページの新旧対照表をごらんください。第 7 条でございます。現行ではなかった都市公園内に設置できる運動施設の敷地面積割合を最大で 100 分の 50 とする規定を、第 2 項として追加するものであります。これは都市公園法施行令では、運動施設の敷地面積総計は、都市公園の敷地面積の 100 分の 50 を超えてはならないと規定され、この基準を参酌して地方公共団体の条例で割合で定めることとされていることによるものでございまして、政令における基準と同じにいたしたいものであります。

第 8 条につきましては、第 7 条において、第 2 項が追加となったことから、各条項におきまして、引用する条項のずれを整理させていただくものでございます。

続きまして 4 ページをお願いいたします。ここでは、別表第 2 における使用料金額の改正でございます。これは競技会、あるいは集会、展示会、その他これらに類する催しのために設ける仮設工作物の料金を、現行欄の金額から改正案欄の金額に改定したいものでございます。理由といたしましては、新潟県都市公園条例の改正により、使用料の改正が行われ、南魚沼市都市公園条例の使用料は、新潟県都市公園条例に準拠して定めているためであります。

それでは、1 ページに戻っていただきまして附則をごらんください。施行期日は平成 30 年 4 月 1 日といたしたいものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしく

ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

14 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 これも上位法に合わせてということなので、内容的にはどうこうないのですけれども、ちょっと聞いてみたいのですが、7条の第2項に100分の50の割合を決めました。これは敷地面積の100分の50を超えてはならないという限度というか、その数字をもってきたということですが、イメージとしてちょっとわからないのですが、例えば都市公園ですから大原運動公園あたりは、イメージとしてはもう既に運動場みたいな、体育施設みたいな感じもしますし、林みたいなところがあれば、そこも含めるとどうなるのかというところがあるのです。例えば大原運動公園あたりは100分の50以下なのでしょうけれども、どのくらいなのかというところを参考までにちょっと教えていただきたい。

○議 長 建設部長。

○建設部長 大原運動公園の場合は、計画面積全体で16.8ヘクタールございます。この中に運動施設といわれるものがテニスコート、多目的グラウンド、野球場がありまして、約これで5万2,000平米が運動施設といわれる面積でございますので、割合といたしますと31%ぐらいが運動面積で占められているということになります。

ですから、都市公園の場合は、運動施設そのものがイコール都市公園面積であってはならない、その中に共用施設や遊戯施設や、そういったものがあって公園なんだという位置づけの考え方で100分の50にしなければということございまして、私どもの大原運動公園では31%になります。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第25号議案 南魚沼市都市公園条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第25号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第12、第26号議案 南魚沼市道路占用料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長 それでは、第26号議案 南魚沼市道路占用料徴収条例の一部改正についてを

ご説明申し上げます。このたび、「道路法施行令」の一部改正により、「新潟県道路占用料徴収条例」が一部改正されましたので、これに倣い、「南魚沼市道路占用料徴収条例」の一部改正を行うものでございます。道路管理者以外のものが、道路上や地下に一定の施設を設置する場合には、道路管理者から道路占用許可を受け、占用料を支払う必要がございます。

国土交通省は3年に一度の「固定資産税評価額」の評価がえに合わせて、平成29年4月1日から道路占用料の単価改正を行いました。それを受けて新潟県は、平成30年4月1日から道路占用料の単価改正をすることとしております。市も県に倣いまして、道路占用料の単価を改正するものでございます。

それでは、7ページの新旧対照表をごらんください。道路占用料の額を規定しております「第2条の別表」でございます。右は「現行」欄の占用料の金額欄で、アンダーラインが引かれている金額を占用物件の種別により、それぞれ左側の「改正案」の金額に改正いたします。また、8ページの大枠4段目にありますように、占用料をAに掛けて求める、これは固定資産税評価額になりますが、乗率をアンダーラインが引かれている乗率から、それぞれ左側「改正案」の乗率に改正をいたしたいものでございます。以下11ページまで同様でございます。なお、金額は県条例に倣い決定しておりまして、同額でございます。

それでは、5ページに戻っていただきまして、附則をごらんください。施行期日は新潟県と同様に平成30年4月1日といたしたいものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。14番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 県条例に倣ってということで、金額も同額の金額ということですが、中を見せられますと、3年経過ということで占用料が、雰囲気的に上がっていくのは何となく理解できるのですが、中には下がっているのもあるのですけれども、そこら辺の、県に合わせたということですが、県はどういう根拠をもって増減をしているのか。例えば土地の売買価格とか、そういう工事価格とか、そういうところの斟酌をしているのか。そこら辺をちょっとお聞かせいただきたい。

○議 長 建設部長。

○建設部長 占用料の単価の考え方としては、道路価格、固定資産税評価額に使用率といわれるものを掛けて求めるというのが基本的な考え方になってまいります。そのときに道路価格という部分の固定資産税評価額を、どのようにもってくるかという部分でございますが、商業地目と平均地目というものがございます。商業地目には広告塔であるとか看板、旗竿、幕等がありますし、平均地目の部分では電柱や電話柱が多いというような状況になっていきますから、それらに基づいて固定資産税評価額を基準にもってまいります。どちらかということ商業地目は下落傾向にありますから、下がるというのが一般的な考え方になってくると思います。ところが、今回の見直しに当たりましては、使用率という部分も国土交通省は平成27年に全体的な見直しをしてございまして、今回もAに掛ける乗率の部分が変わってございまして、それで使用率も若干上下をしながら金額単価を算定している部分もございまして、

そんな関係から上がっているものも出てまいりましたし、下がったものもでたという結果になってございます。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 26 号議案 南魚沼市道路占用料徴収条例の一部改正については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 26 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 13、第 27 号議案 南魚沼市市営住宅条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

福祉保健部長。

○福祉保健部長 第 27 号議案 南魚沼市市営住宅条例の一部改正について提案理由を申し上げます。「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の、こちらの規定によりまして、公営住宅法の改正が行われました。これに伴い、「認知症患者等である入居者の収入申告義務の緩和」について、市営住宅条例において関係する条項について改正を行う必要があることから、条例の一部改正を行うものでございます。

改正の趣旨は、家賃の決定は入居者からの収入の申告に基づき行われることとなっておりますが、これが困難な場合はそれにかわる方法により把握したものを収入と認定することができるとしており、これを規定するものでございます。これは認知症患者の場合など、所得証明書を提出してもらえない場合、公用などにより所得が確認できた場合、これによしとするものでございます。

3 ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。左の欄、改正案の第 15 条第 1 項では、ただし書きにより例外規定を設けており、そのただし書きが次の第 3 項になります。その内容が第 34 条第 1 項の規定による収入状況の報告の請求に応じられぬ場合における収入の額の認定について規定しております。

次にこのページの最後の行の下線、これは法令の改正に伴う条ずれの改正です。4 ページをごらんください。第 29 条第 2 項の括弧書きは、収入超過者に係る家賃についても、同様に取り扱うことを含むと規定しているものでございます。第 41 条下から 2 行目の下線の第 12 条は条ずれの改正です。

次に5ページをごらんいただきたいと思います。別表になりますが、建物の老朽化のため、新規入居者の公募を停止している市営北原住宅について、昭和46年度建設の3号棟の用途を廃止し、取り壊したことから、当該住棟について市営住宅条例別表から削除したものでございます。別表の下線部「3号棟」を削除し、管理戸数を8戸から4戸に改めたものでございます。

2ページに戻っていただきまして、附則として、この条例は公布の日から施行したいものでございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第27号議案 南魚沼市市営住宅条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第27号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第14、第28号議案 南魚沼市個人情報保護条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第28号議案 南魚沼市個人情報保護条例の一部改正についてご説明申し上げます。本案は、「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」及び、「行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律」の施行により、「個人情報の保護に関する法律」及び「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」における、「個人情報」の定義が明確化されたことを踏まえ、その整合を図るため一部改正を行いたいものであります。

改定の主な内容といたしましては、個人情報の定義について、多種多様な情報が個人情報に該当するのかわかりにくいということも生じていたことから、一定の明確化を図るものであります。

それでは、改正内容につきまして、新旧対照表でご説明申し上げます。新旧対照表、3ペ

ージをごらんください。第2条第1号においては、法律における個人情報の定義が改正されたことにより、同様に個人情報にかかる定義としてア及びイを加え、より詳細な内容に改めるものであります。第3号は第1号における改正により、電磁的記録について記述したことにより削除するものであります。

次に4ページをお願いいたします。第17条第3号は、第2条の改正により、個人情報の定義として「個人識別符号が含まれるもの」を加えたことにより、保有個人情報の開示義務の除外規定にも同様に加えるものであります。次の第18条第2項についても、第17条と同様に部分開示の除外規定にも加えるものであります。5ページの第50条第4項は、第2条の改正に伴い、既に記述したことにより削除するものであります。

2ページに戻っていただき、附則といたしまして、この条例の施行を平成30年4月1日からとしたいものであります。説明は以上であります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 3ページの第2条1のイ、「個人識別符号が含まれるもの」というのですが、具体的にはどういうものかちょっとわからないのですが、どういうものを想定しているのかを聞きたい。もうひとつは、この上位法改正になっては、新たな産業育成のために個人情報を保護するという必要が出てきたというところでありますけれども、この新たな産業育成ということになると、例えば市内の中でそういうことに取りかかろうとしているような企業があるというような情報があるのかどうか。その2点をお伺いします。

○議 長 総務課長。

○総務課長 まず、第1点目の個人識別符号の具体的な内容です。これは旅券番号とか運転免許証などが例になるのですが、それらのような個人に割り当てられた文字、あるいは番号、記号等の符号によって出来上がっているものであります。この詳細につきましては、法の施行令、あるいは規則のほうに細かく規定されておまして、条例では先ほど部長が申し上げた改正内容になるということでございます。

それから、2つ目のご質問ですが、特にそのような内容でこちらのほうには情報は入っておりません。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 28 号議案 南魚沼市個人情報保護条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 28 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 15、第 29 号議案 南魚沼市屋外体育施設条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長 それでは、第 29 号議案につきましてご説明申し上げます。「南魚沼市屋外体育施設条例」で規定しております余川グラウンドにつきましては、市民利用はほとんどなく、夏期合宿における利用が年に十数回ある状況であります。維持管理費が使用料収入の 10 倍ほどかかることや、平成 30 年 3 月 31 日で賃貸借契約期間が満了することから、廃止に向けて地権者や地元余川区、利用関係者と協議を行い、廃止することで了解を得たところであります。

また、地元からも新しい企業が算入する申し出がございまして、現在の条件で賃借が可能であれば、利用者の少ない公共グラウンドとして利用するよりも、新しい企業が参入することで地域が発展する可能性もあり、新規事業を応援したいという申し出もございました。つきましては、余川グラウンドを市有グラウンドから廃止したく、南魚沼市屋外体育施設条例の一部を改正したいものでございます。

それでは内容についてご説明申し上げます。3 ページの新旧対照表をごらんください。第 2 条の表の余川グラウンドの項を削除し、3 から 4 ページになります附則の別表第 1 のグラウンドの市郡内の利用者と、その下の表のグラウンドの市郡外の利用者の余川グラウンドの項についても削除したいものでございます。

1 ページにお戻りください。附則といたしまして、平成 30 年 4 月 1 日から施行したいものであります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

15 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 賃貸借契約が終了ということでありませけれども、一般的にはこういう部分を返還といいますか、それについては返還を、現状のままお返しをするのか。あるいはもとへ戻すか、いろいろな条件がついていたわけですが、この余川グラウンドについては地元にお返しをするということについて、どういう条件がついていたのですか。ちょっと説明願いたい。

○議 長 生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 地元区、それからこれから参入しようという業者さんのほうとお話をしているのですが、今後の打ち合わせをしていく部分もありますが、これから入ってこようとしている業者さんの工事等がいろいろまた入りますので、現状のままでも差し支えないではないかということで、市のほうへのその撤去に当たっての費用負担は極力少なく

て済むのではないかと考えております。

ただ、入ってすぐのところにトイレがあったりするもので、そこに関してはまた新年度以降、3月議会で新年度予算がありますけれども、そこには現在は盛られておりませんで、話の中によっては撤去費用が、また6月、9月で出てくる可能性はあろうかと思えます。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第29号議案 南魚沼市屋外体育施設条例の一部改正については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第29号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 会議の途中ではありますが、休憩といたします。3時15分再開といたします。よろしくお願ひします。

〔午後2時56分〕

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

〔午後3時15分〕

○議 長 日程第16、第30号議案 南魚沼市居宅介護支援事業及び介護予防支援事業に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

福祉保健部長。

○福祉保健部長 第30号議案について提案理由をご説明申し上げます。これは医療介護総合確保促進法の一部施行に伴い、介護保険法が一部改正になったことから、条例に引用している項の項ずれを改めたものでございます。

3ページ新旧対照表をお願いいたします。第2条事業の実施第1号中、法第8条23項を法第8条24項に、同条第2号中、法第8条の2第18項を法第8条の2第16項に改めたいものでございます。

議案1ページに戻っていただきまして、附則としてこの条例は公布の日から施行したいものでございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 30 号議案 南魚沼市居宅介護支援事業及び介護予防支援事業に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 30 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 17、第 31 号議案 南魚沼市後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長 では、第 31 号議案 南魚沼市後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。今回の改正は、高齢者の医療の確保に関する法律の改正によりまして、いわゆる「住所地特例」の取り扱いに変更が生じたので、その点を改正するものです。住所地特例とは、南魚沼市以外の市町村から、例えば南魚沼市に転入をされた方で、法で定められました「住所地特例施設」に住所を置いた方につきましては、従前の市町村が保険者となるというものであります。

この住所地特例施設といいますのは、住所を設定することができる病院、診療所、障がい者のグループホーム、あるいは養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、ケアハウス、介護つき有料老人ホーム、サービスつき高齢者向け住宅などでありまして、そういった施設を整備した市町村が、他の市町村からの転入者等によりまして、過大な保険給付負担を引き受けずに済むように、従前の市町村が引き続き保険者となり保険給付を行うという制度であります。

この制度は、後期高齢者医療、国民健康保険、あるいは介護保険におきましても、それぞれの法律で既に規定がおかれておりましたけれども、これまでは国民健康保険の被保険者であって、住所地特例の適用者であった方が、75 歳に到達したことにより後期高齢者医療の被保険者となった場合には、住所地特例の適用が引き継がれなかったわけでありまして、今の現住所地の都道府県広域連合の被保険者となるという定めでありました。

今回の法改正によりまして、後期高齢者医療の被保険者になった以後においても、住所地特例が引き継がれて、従前の住所地における後期高齢者医療の広域連合が保険者となるということになりました。

新旧対照表でご説明いたします。議案書の3ページをお開きください。第3条でありますけれども、第3条は保険料を徴収すべき被保険者の範囲を定める規定であります。この中でまず一番下の改正後の第5号について説明をいたします。これが新たに加えられた条文でありまして、「法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者」とありますけれども、これが国民健康保険法の規定によりまして、住所地特例の適用を認められていた被保険者であります。他の市町村に転出はしたものの、住所地特例施設に入所したことにより、引き続き南魚沼市の被保険者であった方が75歳到達により、新潟県後期高齢者医療広域連合の被保険者となるという場合であります。

その上、第2号から第4号の改正は、従前の、今までの後期高齢者医療におきます住所地特例適用者——これが第55条第1項の適用者ということですが、この部分に今回追加をされました、年齢到達者の場合を含むという改正でありまして、それぞれの条文中に、（法第55条の2第2項において準用する場合を含む）という文言を追加するものであります。

その次、4ページであります。附則の改正でありますけれども、附則の第3条は平成20年度における保険料徴収の特例を定めたものですが、既に規定の意義を失っておりますので、これを削除し、続く第4条を第3条に繰り上げるというものであります。

1ページにお戻りください。附則の施行期日であります。改正条例は平成30年4月1日から施行したいというものであります。以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

14番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 住所地特例の件、承知いたしました。ただ、今の説明の中では介護保険、国民健康保険と同じく、後期高齢者についても上位の法律では住所地特例があったのだけれども、75歳以上のときに引き継がれなかったと。それで、法改正になってこうなったと。それで我が市の条例の中に盛り込んだということなのでしょうけれども、俺が聞きたいのは、上位法がそういうふうな改正になれば、この条例に盛り込まなければならないのかということです。そういうことであれば、介護保険、国民健康保険も上位法に合わせて住所地特例の条文が我が条例の中に入っているのか。そこら辺との整合性というか。

私は場合によっては上位法がそういうふうに変われば、あえて条例の中に入れなくたって、上位法に沿って介護も国保もみんなそうなのでしょから、それに合わせて運用できるのではないかとも思うのですけれども、そこら辺のところをもうちょっと説明をお願いいたします。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 今回、うちの条例を改正しなければならない理由というのは、後期高齢の条例といいますのは、我々は保険料は徴収をして連合会に送るといって、そういう作業をするだけの市町村であります。市町村の仕事というのはそれだけありますので、通知を出す相手の範囲を決めているだけなのです。この条例で上位法を呼び込んで規定しております

ので、上位法が変わってその部分も追加になりましたといいますと、我々はそれにいや応なく、それに合わせた形で条文を変えなければならないということであります。今回変わりましたのは、後期高齢の部分だけですので、介護あるいは国保についてはこういった改正は必要ないということであります。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 31 号議案 南魚沼市後期高齢者医療に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 31 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 18、第 32 号議案 南魚沼市立城内診療所条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

福祉保健部長。

○福祉保健部長 それでは、第 32 号議案についてご説明申し上げます。本条例改正は、平成 30 年 4 月 1 日から城内診療所の診療体制を、緊急用として確保しておりました 5 床を廃止し、完全な無床診療所として外来診療及び健診事業などを行う診療所とするために、即さない内容について改めるものでございます。

それでは、改正内容についてご説明申し上げます。3 ページの新旧対照表をごらんください。第 3 条（病床数）を全部削除し、4 条から 6 条を 3 条から 5 条に繰り上げます。第 7 条（料金）を第 6 条に繰り上げ、現行の第 2 項下線部の入院時の費用の算定に関する基準である「告示第 99 号」を削ります。第 8 条（料金の納入）を第 7 条に繰り上げ、条文中、入院患者について規定していた部分を削り、改正案のように改めます。第 9 条、第 10 条は、第 8 条、第 9 条に繰り上げます。別表（第 7 条関係）を（第 6 条関係）に改め、4 ページ表中、右の欄、「料金の算定方法」について、入院時の費用の算定に関する基準で規定している「告示第 99 号」を削るものでございます。

議案の 1 ページに戻っていただきまして、附則に記載のとおり、本条例は平成 30 年 4 月 1 日から施行したいものであります。改正内容は以上であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

6 番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 平成 27 年から、実際にはこの 5 床は臨時用になっていまして、泊まれるようなりネンとか必要な備品は、もう既に 2 年間なかったということで、経費の部分ではこの 5 床を削減しても、何ら変わりがないということでありましたけれども、ここで 2 年間何も改正されずに、この時点で条例を改正する理由について聞かせていただけますでしょうか。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 病床数 5 床に減にした平成 27 年度から、緊急用ということで定めて運営しておりましたが、そのための経費としてリネン等を常に使える状態の分を確保して、そういった部屋として、緊急用ですがいつでも入れるという状態になかったということは間違いありませんでした。

今回ここで全部削除して、入院がないという状況に戻すということについては、実態として既に緊急用でも、地域医療のほうの再編が進む中で、周辺の病院で対応できるようになってきましたので、診療所のほうの 5 床を残しておく必要がなくなったというような判断のもとに、今回無床化ということにした次第です。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 32 号議案 南魚沼市立城内診療所条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 32 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 19、第 33 号議案 南魚沼市指定地域密着型サービスの事業に関する基準等を定める条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

福祉保健部長。

○福祉保健部長 それでは、第 33 号議案についてご説明を申し上げます。このたび、地域包括ケアシステム強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の一部改正に伴いまして、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の改正によりまして、市の条例を改正するものです。まず、初めに一部改正の概要についてご説明いたします。このたびの改正は、介護医療院の創設に伴う改正、地域包括ケアシステムの基盤整備として共生型サービスが位置づけられたことにより、共生型地域密着型サービスに関する基準が新たに設けられたことによる改正及び、身体拘束等のさらなる適正化を図る観点から運営基準を新

たに設けたことによる改正が主な内容となっております。

それでは改正内容につきましてご説明申し上げます。11 ページ、新旧対照表をお願いいたします。ページ中ほど、第1条の介護保険法第78条の2の2第2項は、共生型地域密着型サービス事業者の特例について、厚生労働省令で定める基準に従うことを定めたものを趣旨に加えたものでございます。第2条第1項第6号についても、1条と同様に共生型地域密着型サービスについて定義に加えたものでございます。

12 ページから 13 ページをお願いいたします。第3条第4項は、指定地域密着型サービス事業者の指定の申請者に法人に加えて、病床を有する診療所を開設しているもので、複合型サービスとして、看護小規模多機能型居宅介護をする場合を加えたものでございます。

第6条第1項第2号は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者について、訪問介護員等の括弧内の規定を削除し、2項、5項、7項及び8項は、オペレーターにかかる基準の見直しによる改正、5項第12号は介護医療院を加えたものでございます。

14 ページをお願いいたします。第32条第3項は、随時対応サービスの指定時間を削除したことに伴う改正です。第39条第4項は、努力義務規定を義務規定としたものでございます。第47条第2項は、指定夜間対応型訪問介護のオペレーターにかかる基準の見直しによる改正になります。

15 ページから 17 ページをお願いいたします。こちらは第5節「共生型地域密着型サービスに関する基準」の第78条の2及び第78条の3の追加になります。障害福祉制度における生活介護、自立訓練、児童発達支援、放課後等デイサービスの指定を受けた事業所であれば、基本的に共生型地域密着型通所介護の指定を受けられるものとして基準を定めたものでございます。

17 ページ下から 7行目から 18 ページをお願いいたします。第83条第85条及び96条は、指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴う改正で、第83条は利用定員を9人以下から18人以下に改正し、第18条は「運営規程」を「重要事項に関する規程」に改め、第96条は「運営規程」とあるものは、「重要事項に関する規程」とする読みかえ規定を加えたものでございます。第98条は「特別養護老人ホーム等」の事業所に介護医療院を加えたものでございます。

19 ページをお願いいたします。第102条第1項は、共用型指定認知症対応型通所介護の普及促進を図る観点から、ユニット型の地域密着型介護老人福祉施設生活介護における利用定員数を「1施設当たり3人以下」から、「1ユニット当たりユニット入居者と合わせて12人以下」に見直しをしたことに伴う改正でございます。

19 ページ下から 5行目から 20 ページをお願いいたします。同条第2項の第219条第8項の追加は、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の基準を加えたものでございます。

20 ページから 22 ページをお願いいたします。第111条第1項は、小規模多機能居宅介護の従業者の員数等に、第219条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅

介護事業所を加え、同じく第6項は同表中欄に介護医療院を加えたものでございます。

23 ページをお願いいたします。第112条第3項は、小規模多機能居宅介護の管理者の規定に介護医療院を、第113条は小規模多機能型居宅介護事業者の代表者の規定に介護医療院を加えたものです。

24 ページをお願いいたします。上から2行目、第132条第3項は、小規模多機能型居宅介護の協力医療機関等の規定に介護医療院を、第139条第2項は、認知症対応型共同生活介護の管理者の規定に介護医療院を、第140条は、認知症対応型共同生活介護事業者の代表者の規定に介護医療院を加えたものでございます。第145条第7項は、認知症対応型共同生活介護の取り扱い方針に身体的拘束等のさらなる適正化を図る観点から、運営基準を新設したことによる改正でございます。

25 ページをお願いいたします。第153条第3項は、認知症対応型共同生活介護の協力医療機関等の規定に介護医療院を加え、第158条第4項は、地域密着型特定施設入所者生活介護の従業員の員数の規定について、常勤の者の基準を緩和し、当該施設以外の施設に介護医療院を加えたものです。

26 ページをお願いいたします。同条第7項第1号は、老人保健施設に職員を置かないことができる規定に言語聴覚士を加え、第3号は介護医療院に介護支援専門員を新たに加えたものです。第166条第6項は、地域密着型特定入居者生活介護の取り扱い方針に、身体的拘束のさらなる適正化を図る観点から運営基準を新設したことによる改正です。

27 ページをお願いいたします。第179条第3項は、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の従業員の員数について、ユニット型指定介護老人福祉施設の人員、設備運営に関する基準について厚生省令による改正です。同条第4項は介護医療院を加えたものです。

28 ページをお願いいたします。同8項第2号は、介護老人保健施設の職員を置かないことができる規定について、言語聴覚士を加え、第4号は介護医療院に栄養士、または介護支援専門員を新たに加えたものです。第181条は、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のサービス提供困難時の対応の規定に介護医療院を加えたものです。第185条は、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取り扱い方針に、身体的拘束の適正化を図る観点から運営基準を新設したことによる改正になります。第193条の2は、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の緊急時等の対応について新たに加えたものです。

29 ページをお願いいたします。第196条第1項第6号は、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の運営規定の中に、緊急時等における対応方法を加えたものでございます。第210条第8項は、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取り扱い方針に身体的拘束等のさらなる適正化を図る観点から運営基準を新設したものです。

30 ページから 31 ページをお願いいたします。一番上の行、第214条第1項第7号は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の緊急時等の対応について、新たに加えたもので、第219条第1項は、看護小規模多機能型居宅介護の従業者の員数等の規定に、サテライト型事業所の基準の創設を加え、同6項の宿泊サービスの内容にサテライト型指定看護小規模多

機能型居宅介護事業所を加えたものになります。

32 ページをお願いいたします。同条第 8 項はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護従事者の人数について規定を加え、同条第 9 項は、同施設の夜間及び深夜の時間を通じて、宿泊勤務を行う従業者を置かないことができる規定を加え、同条第 10 項は、同施設の看護師の員数について規定を加えたものでございます。

33 ページをお願いいたします。同条 13 項は、同施設において介護支援員にかえて、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する厚生労働省が定める研修を終了している者を置くことができる規定を加えたものです。第 220 条第 2 項は同施設の管理者についての規定を加えたものです。同条第 3 項は介護医療院を加えたものでございます。

34 ページをお願いいたします。第 221 条も介護医療院を加え、第 222 条第 1 項は、登録定員及び利用定員の規定にサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員の人数を加え、同条第 2 項第 1 号は、同施設の通いサービスの登録定員の人数を加え、同条第 2 項第 2 号は、同施設の宿泊サービスの登録定員の人数を加えたものでございます。

35 ページの第 223 条第 2 項第 2 号のオは、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合の病床の利用については、宿泊室を兼用できる規定を加えたものです。第 227 条第 1 項は、介護支援専門員を配置していないサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の場合の研修終了者に、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務担当をさせることができる規定を加えたものでございます。

36 ページをお願いいたします。第 230 条は、第 116 条中「第 112 条第 12 項」とあるものは、「第 129 条第 13 項」と読みかえとする読みかえ規定を加えたものでございます。附則につきましては、36 ページから 39 ページをお願いいたします。経過措置といたしまして附則第 2 条は、一般病床、精神病床または療養病床を有する病院の一般病床、精神病床、または療養病床を転換し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設した場合の施設等の特例期限を平成 30 年 3 月 31 日から平成 36 年 3 月 31 日に改正するものです。

附則第 3 条は、一般病床または療養病床を有する診療所が同様に転換した場合の施設等の特例期限を、同じく平成 36 年 3 月 31 日に改正するものです。

附則第 4 条も一般病床、精神病床もしくは療養病床を有する病院及び診療所が同様に転換した場合の施設等の特例期限を、平成 36 年 3 月 31 日に改正するものです。

附則第 5 条は、療養病床を有する病院または病床を有する診療所の開設者が、療養病床等または当該診療所の病床を平成 36 年 3 月 31 日までに転換を行って、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う施設の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の基準を定めたものを加えたものです。

附則第 6 条は、療養病床等を有する病院または病床を有する診療所の開設者が、療養病床等または当該診療所の病床を平成 36 年 3 月 31 日までの間に転換を行って、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の従事を行う場合の浴室、便所及び食堂を設けないことができる規定を加えたものになります。

改正内容は以上になります。議案の10ページに戻っていただきまして、附則の記載のとおり、本条例の施行期日を平成30年4月1日としたいものであります。説明は以上になります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 私はいつも申し上げておりますが、療養型病床が医療再編の段階で大和の38床が頓挫してしまったということでありまして。そうした中で、私も申し上げておりましたけれども、今度は医療院制度という形になるだろうと。介護医療院という形になるだろうという話をしていたのですが、そうした中でこういう条例ができるわけです。これを踏まえて、どういった取り組みをしようとしているのかというのが、やはりきちんとした計画がなければならぬというふうに私は思うのですが。ただ、こういう法律になったというだけでは、それで条例がこうなるという話だけではないし、そして、療養病床があるところは、とまっているのですが、療養病床がなければならなかったものを、再編計画でどういうわけかどこかに消えちゃったという状況を改善するためには、この医療院をどういう位置づけとして取り組もうとしているのか、ひとつそこをお聞きします。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 今ほどの介護医療院の関係で、市の計画の中でどういうふうに今後位置づけられてくるかということのお話かと思えます。第7期計画の中でも介護医療院につきましては、48床を予定しております。こちらにつきましては、介護療養型の病床が今後なくなっていくということの中の経過の中で、介護医療院というものはそれに伴い当然必要になってくるだろうということで、全体の今の介護療養病床を利用している方、それらを含めて不足が生じないように介護医療院として整備を進めていこうということで、3か年の中で48床の計画をしているところでございます。

今後、これについてはどういったところから事業実施できるかということで、ヒアリングですとか、聞き取りをした中で整備のほうを進めていきたとは思っております。また、まだ始まっていない制度なものですから、その部分について事業者のほうでどういった研究が進んでいるかということまでは、まだ私どものほうも全部捉えているわけではありませんので、今後公募等による手挙げの中で、そういったところが出てきた場合には、十分、調査・協議をした中で進めていきたいというふうに考えております。

○議 長 13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 今ほど計画が示されて、ほっとしているのですけれども、もっと切実な状況であるということを一——要するに38床満床だったのがなくなって、利用者というのが今、大変困っているという状況ですので、早急にヒアリングだ何だもいいかもわからないけれども、体制をどう構築していくかということが一番問題だと私は思っています。そういう点では、あまり間を置かないで、お待たせしましたと。本当に我慢していただきましたというあたりをひとつ前面に出したPRをしていっていただきたいというふうに思いますが、いかが

でしょうか。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 今ほどのお話ですが、今現在の不足状況ですとか、そういったものも私どものほうで調査はしております。それらを踏まえた中で、3年の間に48床を整備する必要があるだろうということしております。こちらは当然事業者が手挙げをしていただかなければ、さあ私どものほうで施設をつくりましたというわけにはいきませんので、事業者も設備を整備して、それがそれぞれの事業所にとって有益な事業として成功するかどうかを見極めなければならないかと思っておりますので、そういったことを考えると、最短でも2年、3年はかかるのではないかというふうに考えております。以上です。

○議 長 14番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 介護制度の改正に伴っての条例改正ですので、多岐にわたっていますので、この中身が徐々にこの地域の中にも始まったり、始まりつつあると思うのですが、その中でちょっと先ほど説明がありましたように、地域包括ケアに向けた第7期中の目玉の一つになっています、15ページの共生型サービスについてちょっとお聞きをしたいというふうに思います。

説明の中では、例えば介護制度で指定を受けた事業所が、これは多分、私の勘違いかもしれませんが、富山型デイサービスに近いような形の、介護と障がいと一緒にあった施設がやりやすくなるというようなのだと思うのですが、介護施設で指定を受けた事業者が、今度は障がい福祉の関係で認定を受けた、受けやすくなったという説明もあったわけなので、大変私は富山型サービスみたいなことになると非常にいいなと思うのです。こういう動きというのがこれから出るのかもしれませんが、今、この地域の中に、こういう状況になったので動きが出てきているのか。もしくは制度として、目玉として今動き出しているのか、市の考え方として、こういう方向にもっていこうかというような考え方が、もし今の段階——まだまだ具体的にはなっていないでしょうけれども、あるのかという、そこだけお聞きしたい。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 今ほどの議員のお話のとおり、福祉施設としての認定を受けていた部分が、今後ある一定の条件を満たせば介護のほうでも使えるということになるかと思っております。一番想定されるといいますか、考えられるのが、障がい者の方で入居している方が65歳になったとします。その場合に、介護保険のほうの今度被保険者となったということで、使い慣れていたその障がい施設のほうのサービスでなくて、介護施設のほうのサービスのほうに移行するような例があると、非常にまたその方にとってみると使いにくくなってくる場合があるかと思っております。そういった部分を解消する意味でも、共生型サービスというのを入れていく必要があるかと思っておりますので、当然そこを考えていきたいというふうにおります。

富山型デイサービスの施設等の利用をみても、非常に障がい者と高齢者の方が一緒に施設の中でサービスを受けているというような状況を私どもも見てきましたので、そういったこ

とを参考にしながら、どういった事業所で運用していけるかどうかというのを、しっかりと判断していきたいというふうに考えています。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 33 号議案 南魚沼市指定地域密着型サービスの事業に関する基準等を定める条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 33 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 20、第 34 号議案 南魚沼市指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準等を定める条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

福祉保健部長。

○福祉保健部長 それでは、第 34 号議案についてご説明申し上げます。この条例も地域包括ケアシステム強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の一部改正に伴い、「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」の改正により、市の条例を改正するものでございます。

3 ページ新旧対照表をお願いいたします。第 4 条は、法第 5 条の 2 に 1 項を加えたことによる改正でございます。第 5 条は、従業員の員数は、「特別養護老人ホーム等」に介護医療院を加えたことによる改正になります。

4 ページをお願いいたします。同条第 4 項は、南魚沼市指定地域密着型サービスの事業に関する基準等を定める条例に改めるものです。5 ページをお願いいたします。第 9 条は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の普及促進を図る観点から、ユニット型の地域密着型介護老人福祉施設生活介護における利用定員数を「1 施設当たり 3 人以下」から、「1 ユニット当たりユニット入居者と合わせて 12 人以下」に見直すことに伴う改正になります。6 ページをお願いいたします。第 44 条の第 6 項は、同表の中欄に掲げる施設に「介護医療院」を加え、第 45 条の管理者の規定に介護医療院を加えたことによる改正になります。

7 ページをお願いいたします。第 46 条の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者の規定に介護医療院を加え、第 60 条の協力医療機関等の規定に介護医療院を加え、第 72 条第 2 項は、共同生活住居の管理者の規定に介護医療院を加え、第 73 条は、指定介護予

防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者の規定に介護医療院を加えることによる改正になります。

8 ページをお願いいたします。第 78 条第 3 項は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の身体的拘束等のさらなる適正化を図る観点から、運営基準を新設したことによる改正になります。第 83 条は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の協力医療機関等の規定に、介護医療院を加えたことによる改正になります。改正内容は以上になります。

議案の 2 ページに戻っていただきまして、附則の記載のとおり、本条例の施行期日を平成 30 年 4 月 1 日としたいものであります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 34 号議案 南魚沼市指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準等を定める条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 34 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 21、第 35 号議案 南魚沼市ディスポージャー設置条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

企業部長。

○企業部長 それでは、第 35 号議案 南魚沼市ディスポージャー設置条例の一部改正についてご説明申し上げます。ディスポージャーにつきましては、平成 25 年 6 月議会で制定をしていただきまして、7 月より設置を認めてまいりましたが、一部地域、流域下水道の処理区域及び合併浄化槽の処理区域では、新潟県との協議で合意ができない部分がございます。あくまでも設置は認めましたが、試行ということで実施をしていたものでございます。

新潟県との協議で問題になったのは、下水道の処理場及び下水道の管路、これについての施設への影響、それから排水をされる水質の問題が非常に心配をされたということで、試行ということで、実施をしてきたものでございます。

このたび流域下水道の管理者でございます新潟県との協議におきまして、先ほど申し上げ

た点について合意ができましたので、本条例を一部改正するものでございます。そしてまた、条例の条文の表現につきまして、実務上の変更はございませんが、内容が紛らわしい部分がございますので、あわせて整理をしたいものでございます。

内容については議案資料で説明申し上げます。新旧対照表の議案資料3ページをお開きいただきたいと思います。新旧対照表の条例の第2条の第3項でございますが、下水道の定義を明確にし、条文を整理するものでございます。条例の第4条であります、現行条例の第4号の処理区域、流域下水道区域及び浄化槽区域でございますが、あくまでも試行ということでございまして、施行規則でその第4号の処理区域を明示しておりましたが、今回新潟県との協議で合意ができましたので、使用区域を南魚沼市全域ということとするものでございます。また、合併浄化槽区域でディスポーザーを使用する場合につきましては、市の浄化槽に限定をするということで、個人設置のものを除くということで規定をするものでございます。

4ページをごらんをいただきたいと思います。条例の第9条第1項及び第2項でございますが、条文を整理するものでございます。条例の第10条でございますが、使用者の定義を明確にし、条文を整理するものでございます。

議案の1ページに戻っていただきまして、附則でございますが、施行期日を平成30年4月1日としたいものでございます。説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

16番・中沢一博君。

○中沢一博君 このディスポーザーの件に関しましては、本当にいよいよ試行から合意という形になって、こうなったということを今お聞きしました。そこで今、別の観点といったら失礼ですけれども、今、ディスポーザーに関する考え方というものが、大きく変わろうとしていると思います。

ご承知のように国交省では、やはり高齢者だとか、赤ちゃんの紙おむつをどうしようかという、そういう実証実験をしようというふうな動きでありますけれども、今までの我が県の状況をみたときに、実際そういう新潟県の動きというものはどのようになっているか。我々の地域をみたときに、やっと市内全域にディスポーザーが晴れてできるという形になったわけであります。今後の我が地域の地域性を考えてみたときにも、やはりこういう部分に関しても検討していかなければいけないのではないかと思いますけれども、新潟県の動き等、それと情報等をつかんでいたらお聞かせいただきたいと思います。

○議 長 企業部長。

○企業部長 新潟県の動きということでございますが、今までの新潟県との話し合いの中においても、あまり積極性というものは、私は感じられませんでした。というのは、私どもはこのディスポーザーにつきましては、新潟県と一緒に国交省のほうにも3回、4回ぐらいですか行ってきて話をしておりますが、国は非常にディスポーザーについては積極的であり

ますが、新潟県についてはやはり処理水の排水についての水質について非常に心配をしております、その辺の懸念はまだ完全にそう払拭されたというような状況でないというふうに思っております。ほかの県でも、もう既にディスポーザーについては全面的に認めるというような動きになっておりますので、新潟県もその辺を参酌をして、今回この南魚沼市の全域で認めるということになりましたが、その姿勢としては積極的にとにかく進めるのだというような姿勢ではないような気がしております。以上です。

○議 長 16 番・中沢一博君。

○中沢一博君 下水道の立場からいうと、やはりすごく心配だと思います。私もその部分に関してはいろいろ聞いております。ですから、わからないのではないのですけれども、やはり国がこういう動きをしたということに関しましては、何らかの実験だとか、そういう部分は我が市においても、やはり新潟県だけできないというわけにも、市民としての感情としてもできないのではないか。もし、これができたら生活改善がすごくよくなるわけです。私もいいとか悪いかはわかりません、全くわかりません。

でも、やはり新潟県として、こういう実証実験をしていかなければいけない。そうした中でやはり市民生活の向上を考える。ただ、私どもが考えているような、今の水道ではなくて、トイレの横にそういうディスポーザーをつけてやるという方向で、今、国は考えているみたいですね。私はそういうのであれば、可能性でもあるのかなと私も考えているのです。例えば栄養の面を考えても、例えばごみの焼却収集日の間の衛生面を考えても、やはり大事な部分になってくると私は今後考えています。ぜひ、こういう部分を新潟県も、ただ、だめだけではなくして、やはりそういう動きというものを検討していくということも大事じゃないかと思っておりますけれども、もう一度お聞かせいただきたいと思っております。

○議 長 企業部長。

○企業部長 新潟県の姿勢は先ほど申し上げたとおりであります。国が今、非常に積極的に進めていると。今ほどお話があったとおりでございますが、そういったようなこともありますので、実証実験につきましては国が既に全国でもって4か所ほど、もう実証実験をして、下水道施設には影響がないのだというような方向づけになっております。その辺についてはようやく新潟県についても、下水道施設への影響についての心配はある程度払拭されたのだろうというふうに思っております。今のところは、このディスポーザーの普及率が非常に低いというようなことで心配がないということですが、普及率がある程度こう30%、40%、50%ということに進んできたときの影響が非常に心配だということで、積極的な姿勢にはもうちょっと時間がかかるのかなというような感じがしております。

○議 長 13 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 今、国と県の姿勢を聞かせていただきましたが、新ごみ処理施設の関係で、南魚沼市がそういう主張をされ、2市1町にそれを広めようという考え方をしているという話がありました。2市1町、要するに魚沼市と湯沢町はどんな見解を持っているのか、ひとつお聞きします。

それから、普及率。今現在、平成 25 年からですから、普及率、台数がわかったら教えていただきたい。

それからもう一つが、500 円の管理費ですか、使用料、そのほかに設置費が多分 15 万円近くかかると思うのです。その耐用年数なんかをどのように考えているのかも、やはり積極的に進める立場としては多分考えているかと思うのですが、その辺をひとつお聞きします。

○議 長 企業部長。

○企業部長 まず、最初に普及台数から申し上げますが、今現在 42 台ということでありませう。

それから湯沢町、魚沼市の動向ということではありますが、私どもも新ごみの関連で湯沢町、それから魚沼市の部長には、南魚沼市でこういった格好でディスポーザーが使用できるというような状況ですので、ぜひ湯沢町、魚沼市についてもディスポーザーの使用について新潟県と話を進めてもらいたいのだというお話はしてございます。その件については、新潟県のほうにもお話をしておりますので、話が進むものだというふうに思っております。

それから、ディスポーザーの耐用年数ということではありますが、私、今ちょっとここで資料は持っていないのですが、多分長くても 15 年程度だろうというふうに思っております。設置の費用については、今ほどご指摘があったとおり大体 10 万円以上から 15 万円程度だろうというふうに考えております。

○議 長 13 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 私は湯沢町と魚沼市に話をした、ではなくて、話をしたニュアンスとしてこういった反応があったかということを知りたいのです。

それから、普及率で 42 台ということは、私は県が心配している問題には到底達する数字ではないと、それをもって実証時間とか実証期間とか、何かいろいろ試行期間とかということ押し切った今回の条例かと私はみているのですけれども、やはりほとんどの方がそういった利用していくときになると、かなりの問題がおきるというふうに思います。それはなぜかといいますと、下水道の設計から始まって、容量一切を決めているわけですね。ですから、下水道をカットしての管理者としての立場が、そこにどうもないような気は私にはしているのですが。その辺、やはりもう少し、ただ進めるという一方で、こういった将来的な負荷も、あるいは投資も必要になる時代がきますよということでない、私はいかがなものかというふうに思っているのです。そして、市民にアピールもいいのですが、これだけ負担がかかりますよ。水道料が半分にでもなればともかく、そうでないとどんどん出費だけがかさむような気がします。そういう点では普及率、あるいは普及しない 1 つの要因だかというふうには私は思うのですけれども、その辺はどういうふうに考えていらっしゃるでしょうか。

○議 長 企業部長。

○企業部長 湯沢町と魚沼市の姿勢についてのニュアンスということでもあります。私が話したのは、多分 1 年ぐらい前だと思いますが、その時点では全く湯沢町も魚沼市も、ディスポーザーについての、導入するとかしないとかというような考え方が全くないというような

状況であったと思います。その後、新潟県のほうといろいろ話を進めていく中で、多分、新潟県のほうから、南魚沼市の状況を踏まえて、湯沢町あるいは魚沼市のほうにも若干の話はあったのではないかというふうに思いますが、具体的な内容については私は承知はまだしておりません。

それから、ディスポーザーでありますけれども、あくまでも当然設置には費用がかかりますので、非常に負担は大きいのだろうというふうに思います。特に今現在——新築の場合は別ですけれども、新築の場合は一緒に設置をすればある程度問題はないのだろうと思いますが、既に、既存の台所を改修して設置をするということになると、特に負担が大きくなるということですし、この南魚沼市についてはディスポーザーでなくても、いわゆる畑だとか、自分の所有地の中でもって処分ができるというようなことも含めると、普及率というのが急激に上がっていくのだというようなことは、あまりないだろうというふうに認識をしております。

ディスポーザーの普及によって心配される水質だとかいろいろなことですが、それについては国交省が北海道の、何ていう町だかちょっと忘れましたが、普及率が大体30から40%ぐらいに普及をさせて、実証実験をしたことがございますけれども、その段階でも全く下水道施設への影響はないというような報告になっております。以上です。

○議 長 14番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 条文改正ですので、条文の言葉尻についてちょっとこだわらせて質問させていただきます。この現行と改正案の中、ディスポーザー排水処理システムの定義は、(3)でおおむね同じ。中はちょっと細かくなっていますけれども。4条のほうで2項のディスポーザー排水処理システムのところが削除になって、この4条を一本化にされたわけですが、この4条のほうはディスポーザーを使用できる区域ということになっていますよね。定義は同じですが、この定義のままですと、今度、(3)の定義の中を細かくいうと、ディスポーザーは使用できるけれども、及びその排水処理装置、これは現行の中では、これも全域使用できるということになっているのですけれども、これは条文をそのまま見ると、今度それが使用できないのかという思いがあります。

ただ、これはディスポーザーと一体的なのであるから、こういうふうな名称というか、単語にしたのかということであれば私はわかるのですけれども、中身的に同じなのか。もしくはこの条文の言葉が変わった中で、ちょっと制限が加わったのか。そこだけちょっとお聞きしたい。

○議 長 企業部長。

○企業部長 非常に表現が紛らわしくて申しわけありませんが、ディスポーザーの中には2種類あるということで、ディスポーザー本体の単体ディスポーザーと排水処理システムがついているものということですが、この4条につきましては、2項を全廃しているというのは、もうディスポーザーの中にはそういうものは2つの種類があるのだという前提でやっておりますので、こういうふうな表現で削除したということでございます。

○議 長 2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 ちょっとお聞かせをいただきたいのですが、下水道の中に、今回、合併処理浄化槽も含めて可能になったということですが、合併浄化槽の場合は、私のちょっとイメージですと、流量変動ですとか負荷変動、これに広域だとか特環だとか農集の処理場に比べて規模が小さいですので、やはりかなり弱いという状況があるかと思えます。

その中で今、下水道の検査といいますか、北海道でもやったということですが、30%台なりというところで影響がなかったということですが、合併浄化槽の場合はいきなりゼロか100という状況になるわけですが、その合併浄化槽でディスポーザー処理した場合、その水質や残渣も含めてどのような結果といいますか。ここで導入したので恐らくこれで大丈夫だったというのがあると思うのですが、その辺についてちょっとお聞かせをいただきたいと思えます。

○議 長 企業部長。

○企業部長 合併浄化槽につきましては、城内の下出浦地区で実証実験……（何事か叫ぶ者あり）上出浦ですか、済みません。そこの集落で、既に平成19年だったか、20年だったかと思えますが、実証実験をしております。ディスポーザーを設置した後の水質についても毎年きちんと調べて、保健所のほうに報告をしてありますけれども、水質についてはほとんど問題がないというような状況になっておりますので、合併浄化槽区域、市が設置をした合併浄化槽区域について、ディスポーザーを設置することについて、いろいろ不安はないと、あるいは水質についても問題はないのだというふうに認識をしております。

○議 長 2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 わかりました。その中で、合併浄化槽の機能とか管理ということになれば、市の設置でない合併浄化槽も法律に基づいて設置がされていると思うのですが、市の設置した浄化槽に限ったところですね。その理由等がありましたら少しお願ひしたいと思えます。

○議 長 企業部長。

○企業部長 市の設置をした合併浄化槽に限定をしたという理由であります。使用料をいただいておりますので、使用料についてはその合併浄化槽の維持管理費用の一部ということで、使用料をいただいております。個人設置のものについては、市が維持管理をしていないということでございまして、使用料をいただくわけにはいかないということで、市の設置の合併浄化槽区域ということで限定をさせていただいたということです。その使用料の関連でそういったようなことで限定をさせていただいたという内容でございます。

○議 長 2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 ありがとうございます。少しだけ、ちょっと私もわからないので聞きたいのですが、個人設置の場合、自分の責任でやるときに、合併浄化槽にディスポーザーの設置というのは法的には特に問題ないのでしょうか。そこがちょっとわかりましたら教えていただければ。

○議 長 企業部長。

○企業部長 個人設置の合併浄化槽にディスポーザーを設置することについて、法律的な規制は特にございません。ございませんが、新潟県の下水道課、あるいは保健所等では、非常に個人設置の場合について、1年に一遍の法廷点検もきちんとしていない人たちの中にはいるというようなこともございまして、非常に水質面での心配をしているというのが実態であります。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 第35号議案に反対の立場で討論に参加させていただきます。私はこの条例が制定されるときにも、多分、同じ立場をとったというふうに思います。なぜかと申しますと、今も県と国の考え方がありましたが、国の考え方は国交省ということですが、県の考え方は、私は賛同できます。なぜかといいますと、今ご質問が2番議員でもありましたけれども、合併浄化槽は100%かゼロ%ですね。そして、今の現実から考えてみると、今42台、5年間で、5年近くで42台。これはなぜ普及しないかという、負担の問題もさっきお聞きしましたけれども、やはり私はそれほど切実な問題ではないというふうに思っています。それを新ごみ焼却炉等のごみ政策に加担したこういった形でというのはいかなものかというふうに私は思います。

そういった中で、この下水の将来的な負荷、今でもこの六日町地域は地盤沈下等でも下水管はどうなっているのだろうかなんていう話まででる事態なわけではありますが、そういった中で可能な限り私は負荷を与えるべきではないと。そして、施設は長く使用できる状態を保って努力をするのが下水道の仕事であるというふうに私は思っています。

あと、これをやる前に、費用の負担の問題を私は考えてみますと、やはり水道料金が大変高い。それにまた輪をかけてこういった施設整備ができますよという旗を振ったところで、私はちょっと進む問題ではないと。あるいはそれぞれが理解できる問題ではないというふうに思います。あれこれ言いましたけれども、私は本来の下水は下水できちんと管理をします。そしてこういったディスポーザー等についての負担の問題は、非常にやはり皆さんが切実に考えているものでありますので、市が積極的に進めるものではないだろうというふうに思います。百歩譲ったとすれば、できるという程度で私はやる、進むのかなというふうに思っていますが、そういう点では非常に曖昧な反対討論になるかもわかりませんが、本来の目的をきちんと達成することを、1つの重要な部分として私は提案をしていきたいと思えます。以上です。

○議 長 次に原案に賛成者の発言を許します。

18番・黒滝松男君。

○黒滝松男君　私は第 35 号議案、このディスプレイの設置条例の一部改正について賛成の立場で討論に参加をいたします。先ほど部長のほうからも話がありましたけれども、確か平成 18 年だと思いましたが、我が集落で実証実験をずっと行ってまいりました。その結果はご案内のように影響ないというふうなことですし、先ほど北海道での話もありましたし、影響がないというようなことがもう実証実験として出されているわけです。

あわせて、特にこれから老人世帯が増えてくるわけですね。特に真冬のごみ出しというのは大変なのです、ごみ出しは。ただし、ゼロにはなりませんよ、ゼロには。生ごみはゼロにはなりませんけれども、かなりの軽減が図られると。あのときの資料で四十何%カットできるというふうなことが上がったと思いますけれども、かなり量的に削減できる、ごみを出すことに対する軽減がなされることと、新しいごみ処理施設ができてくるわけですが、そういった点においても、ごみの減量化にも大いに役立つというふうなことでございます。ぜひ、今は 42 台だそうでございますけれども、大勢の方から設置をしていただいて、そういった方面でのまた活動にしていただければありがたいというふうなことで、賛成の立場で討論といたします。よろしく申し上げます。

○議　　長　　次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議　　長　　採決いたします。第 35 号議案　南魚沼市ディスプレイ設置条例の一部改正について、本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第 35 号議案は原案のとおり可決されました。

○議　　長　　以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会いたします。

○議　　長　　次の本会議は、あす 3 月 6 日火曜日、午前 9 時 30 分当議事堂で開きます。大変ご苦労さまでした。

〔午後 4 時 26 分〕